



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT GROUP

2023 年 4 月 20 日

「LT 会」会報第 23-4 号（総 244 号）

LT グループ

コロナ渦中の監査事案にみる不正調査の勘どころ

弊社は 2008 年にあるクライアントからのご依頼をきっかけに内部統制監査のサービスを提供し始めました。以来、15 年にわたり数多くの内部統制監査を実施し、不正の摘発にとどまらず、社内不正を防止するための仕組み作りに邁進してきました。近年は、企業経営においてコンプライアンスがより重視されるなか、社内不正の後処理に関する案件も増えています。特に、新型コロナウイルス禍のなかで社内不正につながる環境が醸成され、社内不正が誘発されてきた様子が強く感じられました。アフターコロナにおける今こそ、こうした悪しき流れを断ち切るべく、不正防止体制のバージョンアップが求められていると言えます。

本会報では、最近の不正調査のなかで感じたポイントを整理しました。社内不正防止の一助となれば幸いです。

一、通報者保護の考え方

不正行為の発見に内部通報（サプライヤーなど企業外部からのものも含む）がいかに重要であるかは今やほとんどの企業で認識されている。実際に、公認不正検査士協会が公表した年次報告書によれば、40%以上の不正行為が内部通報によって発見されている。そのため、ここ数年で多くの企業が通報ホットライン、通報メール、wechat 通報など不正行為の手がかりを得るための措置を次々と導入した。

しかし、実務上、通報者の個人情報保護が過度に強調され、不正行為の調査担当者が通報者と詳細なやり取りを行うことができず、内部通報の内容を検証したり、証拠を入手したりすることが困難になるケースも散見される。事実、多くの企業は第三者（法律事務所、コンサルティング会社など）に内部通報サービスの提供を依頼しているが、個人情報保護の観点から企業はその第三者から通報者のメールアドレスなどを入手する権利はない。しかし、弊社では、通報者の保護の対象には通報者の個人情報のみならず、通報内容の検証や関連人員の処分、すなわち通報者並びに会社の利益までを対象にするべきと考えている。このため、弊社では、第三者内部通報サービスを導入する際に、社内規定で調査担当者が通報者と効果的に連携できるようにしておくことを強く推奨している。

なお、この場合、通報者の個人情報の開示は調査担当者限りとし、クライアント企業にフィードバックするのはあくまで通報内容のみとする。通報者の氏名や所属部門、性別、連絡先などは決して社内に漏れないよう留意することが肝心である。



二、不正調査着手のタイミング

企業内で不正行為が強く疑われる場合、弁護士や会計士、社内調査チームで不正調査チームを組成しても、警察等とは異なり強制力と調査手段に欠けるため、事実を究明するには困難を極めることが多い。したがって、不正行為を発覚した時点から直ちに調査(通報者との連絡、面談などを含む)に着手することが欠かせない。不正調査に関する社内承認プロセスが複雑で即座に調査に着手できない場合、その間に不正行為者が証拠を隠したり破壊したりする可能性も高くなると考えるべきである。

三、臨機応変な不正調査の重要性

社内不正調査の一般的な流れとしては、非公開で関連性のある調査から着手し、次第に不正行為者の特定調査に絞り込み証拠をつかむことになる。こうした調査は、通常の J-SOX 点検や内部統制監査とは異なり、事前に詳細なスケジュールを立てることが難しい。事前に調査担当者を公表したり、調査内容を対象企業に告知したりするべきではない。また、調査を進めるなか、状況が変化することもあり、事前計画にこだわると効果的な調査の妨げになる可能性もある。

以上が最近の社内不正調査を通じて感じた勘どころです。社内不正に関して、専門的な調査が必要かどうか迷われた場合、まずは弊社までお気軽にご連絡いただければ幸いです。弊社では、不正調査専門の弁護士と連携して専門チームを組んで迅速かつ効果的な調査を行っています。不正行為の発生メカニズムを究明したうえ、不正防止策もご提案いたします。クライアント企業の健全な企業運営と更なる発展のために最大限にサポートして参ります。

以上